

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

香川県警察本部長 岡本慎一郎

香川県警察保護執行規程の一部を改正する規程

香川県警察保護執行規程（平成12年香川県警察本部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の機関との連携） 第23条 略 2 警察官は、被保護者が<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性</u>であることが明らかとなったときは、児童福祉法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告した場合を除き、最寄りの<u>女性相談支援センター又は女性相談支援員</u>に通知するものとする。この場合においては、<u>女性相談支援センター</u>の一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。</p>	<p>（その他の機関との連携） 第23条 略 2 警察官は、被保護者が<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子</u>であることが明らかとなったときは、児童福祉法第25条第1項の規定により福祉事務所又は児童相談所に通告した場合を除き、最寄りの<u>婦人相談所又は婦人相談員</u>に通知するものとする。この場合においては、<u>婦人相談所</u>の一時保護施設その他適当な施設への入所について配慮するものとする。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。